

地震関係のお知らせ

住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

融資返済中の方が地震により住宅に被害を受けた場合、返済方法を変更することができます。

- ◇変更内容…①返済の据え置き：1～3年の間、返済を据え置きできます(期間終了後、据え置いていた期間分の利息を通常の元金・利息に加えて返済)。
 - ②返済期間の延長：1～3年分、返済期間を延長することができます。
 - ③据え置き期間中の利率の引き下げ：期間中、現在適用されている金利から0.5～1.5%引き下げます(ただしフラット35は対象外)。※被災の程度により変わります。
- ◎問い合わせ先…住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎0120-086-353

生活福祉資金貸付制度(住宅の補修など)

地震により住宅に被害を受けた人に対し、住宅の補修・保全などに必要な経費を貸し付けます。

- ◇対象…低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯※災害援護資金の対象世帯は除外
 - ◇内容…限度額150万、貸付金利年1.5%(連帯保証人がいる場合は無利子)、据え置き期間6カ月以内、償還期間7年以内
- ◎問い合わせ先…一関市社会福祉協議会 ☎236020

母子寡婦福祉資金の住宅資金

住宅の補修・保全などに必要な経費を融資します。

- ◇融資対象…住宅が全壊・半壊などの被害を受けた母子・寡婦世帯
 - ◇融資内容…限度額250万、融資金利年1.5%(連帯保証人がいる場合は無利子)、据え置き期間6カ月(2年まで延長可能)返済期間7年
- ◎問い合わせ先…本庁児童福祉課 ☎8357

被災者生活再建支援制度

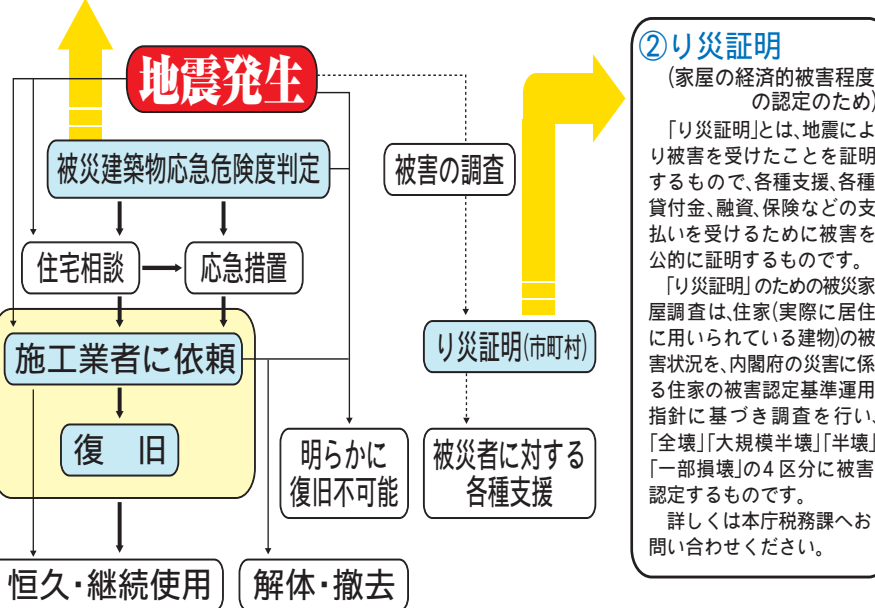
地震により住宅が全壊または大規模半壊した世帯に対し、①と②の合計額を支援金として支給します。

- ①住宅の被害に応じて支給…全壊など100万円、大規模半壊50万円
 - ②住宅の再建方法に応じて支給…建築・購入200万円、補修100万円、貸借50万円
- ◎問い合わせ先…本庁児童福祉課 ☎8357

地震被災後の建築物の判定について

地震被災後の建築物の判定には2種類あります。
 ①被災建築物応急危険度判定(地震直後できるだけ早急に実施)：建築住宅課
 ②り災証明(地震後、復旧対策のための公的支援の必要により実施)：税務課

①被災建築物応急危険度判定(地震直後に二次災害防止のため)
 地震直後、早急に、余震などによる被災建築物の倒壊、部材の落下などから生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難所へ避難したほうがよいかなどを判定するために公共団体が行う調査です。
 詳しくは本庁建築住宅課へお問い合わせください。



◇被災住宅相談支援事業…専門家を派遣して▶被災住宅の安全確保など▶被災住宅の補強、修前方法など▶補強修繕などを行う場合の概算費用一などに関する相談にあたります。また、住宅再建などに関する情報提供も行います(業者のあっせんまでは行いません)。

◎問い合わせ先…①本庁建築住宅課 ☎8532 ②本庁税務課 ☎8257

東日本大震災義援金配分額を決定

市災害義援金配分委員会の第1回委員会は4月27日に市役所本庁で行われました。

委員会は、災害の被災者に対する義援金の公平・効果的な配分を行うために設置され、副市長を委員長とし、市企画振興部長ら4人、市社会福祉協議会事務局長、県一関保健福祉環境センター所長を委員とする7人で構成。配分対象者や基準、申請の受付開始日などについて審議、決定しました。

配分対象者や基準は、死亡・行方不明者一人当たり56万円、住宅全壊(全焼)1戸当たり56万円、住宅半壊(半焼)1戸当たり28万円がそれぞれ配分されます。

また、交付申請の受け付けは、5月2日から、市役所本庁および各支所

で開始することに決定しました。全国から市の被災者のためにお寄せいただいた義援金は、4月25日現在で63件、約700万円となっています。同委員会では今後、新たな対象の追加などについて、国・県の動向および被害状況を見ながら検討していくことにしています。

◇必要書類…①義援金交付申請書(市役所にあります) ②申請者の振込先金融機関の預金口座通帳の写し(口座確認のため) ③死亡者については、死亡診断書または死体検案書の写し(行方不明の場合は、お問い合わせください) ④住家損壊については、り災証明書(全壊、半壊の判定が記載されたもの)

◎問い合わせ先…本庁児童福祉課福祉総務係または各支所保健福祉課



上 辞令交付にのぞむ千葉幸喜主査(右)
 左 辞令を受け取り市長の激励に聞き入る職員(前列左から)加藤真樹主任栄養士、佐藤真理子主任保健師、岩淵美紀主任主事

東日本大震災 陸前高田市の復旧・復興を支援する8人の職員を派遣

復興の大きな力に

当市では、陸前高田市の震災からの復旧、復興の事務を担当する職員を派遣することとしました。
 陸前高田市では、職員の約3割が死亡または行方不明となっており、市役所機能の回復が急がれることから職員を派遣するもので、陸前高田市からの要請に基づいて行なわれます。

当市では第1陣として、係長級一人、主任級6人、主事級一人の計8人の職員を派遣することにしました。これは、県内の自治体では最も多い人数で、24年3月末まで、同じ職員を派遣するのも当市の特徴です。

それぞれの職員が担当するのは、▼水道復旧▼栄養指導▼保健指導▼高齢福祉▼会計事務▼下水道▼林業▼災害復旧調査の事務。陸前高田市が必要としている分野を担当

します。
 4月15日には、18日から陸前高田市の水道事業所に所属し、水道復旧についての技術支援などを担当する水道部の千葉幸喜主査(48)に辞令が交付されました。

勝部市長は「一関市として陸前高田市を後方支援している。陸前高田市の復興の第一歩として大きな力となつてほしい。一関の市民も期待しているところであり、誇りを持って仕事をしてほしい」と激励。千葉主査は「陸前高田市が一日でも早く復旧、復興するように同市の市民と職員と一丸となつて頑張つてきます」と決意を述べました。

18日には栄養指導、保健指導、高齢福祉を担当する職員3人に辞令を交付。このうち、高齢福祉を担当する岩淵美紀主任主事は、「陸前高田の市民の皆さんが少しでも早く安心して暮らせるよう、同市の職員と一緒に頑張って頑張りたい」と抱負を語りました。

4月中に現地に赴任したのは4人。5月9日には、会計事務、下水道、林業、災害復旧調査の事務を担当する4人にも辞令が交付され、12日から業務を開始することになっています。